

第25号報告とヘッジ会計

2016年9月12日
新宿経済研究所 代表社員社長 岡本 修
okamoto@shinjuku-keizai.com

(1) 第25号報告の構造

日本公認会計士協会は平成14年(2002年)7月29日付で、「業種別監査委員会報告第25号 銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(以下本稿で「第25号報告」)を公表しています。この報告書はA4のPDFファイル形式で全7ページですが、箇条書き・表・設例などが設けられておらず、また、規定の結論やその理由、適用条件などが本文中に混在するなど、日本語としても大変に読み辛い難解な規定として知られています。本稿ではこのうち「異なる通貨での資金調達・運用を動機とする通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引に関する取扱い」についての解説を試みたいと思います。

同報告の基本構造は図表1の通りです。

■ 図表1 第25号報告の基本構造

【第25号報告】「2. 外貨建取引に係るヘッジ会計の適用に関する取扱い」冒頭

多数の外貨建金融資産又は外貨建金融負債を保有している銀行業においては、資金調達通貨と異なる通貨で資金運用を行う場合も多い。このような場合には、資金調達通貨を資金運用通貨に変換する目的で、通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引(以下「通貨スワップ取引等」という。)が利用される。

通貨スワップ取引等

⇒異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われるもの

通貨スワップ取引

委員会報告に明確な定義はないが、いわゆるベース・スワップ、あるいはCross Currency Swaps(CCS)?

資金関連スワップ取引

為替スワップ取引(為替予約の組合せ)のうち、実質的に通貨スワップと同等の性質を有する取引

(形式上はデリバティブだが)実質的には

資金運用通貨の調達手段

例: 外貨建投資のファンディング手段

資金調達通貨の運用手段

例: 外貨建債務の見合いの運用手段

【第25号報告】「2. 外貨建取引に係るヘッジ会計の適用に関する取扱い」中段

上記の通貨スワップ取引等が、資金調達手段又は資金運用手段であると同時に、資金運用手段となる外貨建金融資産又は資金調達手段となる外貨建金融負債に係る為替相場変動による損益の変動を回避するものであれば、後述の取扱いに準拠することを条件として、ヘッジ会計を適用できると考えられる

(2) 第25号報告の具体的取扱い

次に、第25号報告が特有の会計処理を定める理由と、具体的取扱いを概観してみましょう。

■ 図表2 第25号報告が特有の会計処理を定める理由

項目	銀行業特有の会計処理の必要性	備考
振当処理の困難さ	金融商品会計基準の原則は振当処理によるものとされているが、銀行業は多数の外貨建金銭債権債務を保有しているため、振当処理の適用は一般的に困難	振当処理によらない場合でも、外貨建金銭債権債務の為替変動は当期の損益として処理される(下記を除く)
金利要素の反映	振当処理を適用しない場合でも、金融商品会計基準上は損益の計上時期は自動的に一致するはずだが(備考欄に例外あり)、為替予約等の時価評価差額には金利要素が反映されているため、損益計上時期は厳密には一致しない	ただし外貨建有価証券のうち「その他有価証券」「子会社・関連会社株式」の保有目的区分で保有するものについてはこの限りではない
銀行業の持高管理	銀行業は為替リスク管理上、通貨スワップ取引等の将来キャッシュ・フローのうち、確定したキャッシュ・フローを、時の経過とともに直物為替持高に計上するポジション管理を行っているため、ヘッジ指定時にヘッジ対象外貨建金銭債権債務等の期日を指定する必要はない	※ この下りは第25号報告の中で最も難読の箇所

(出所) 第25号報告より当社作成

■ 図表3 第25号報告に定める6つの取扱い

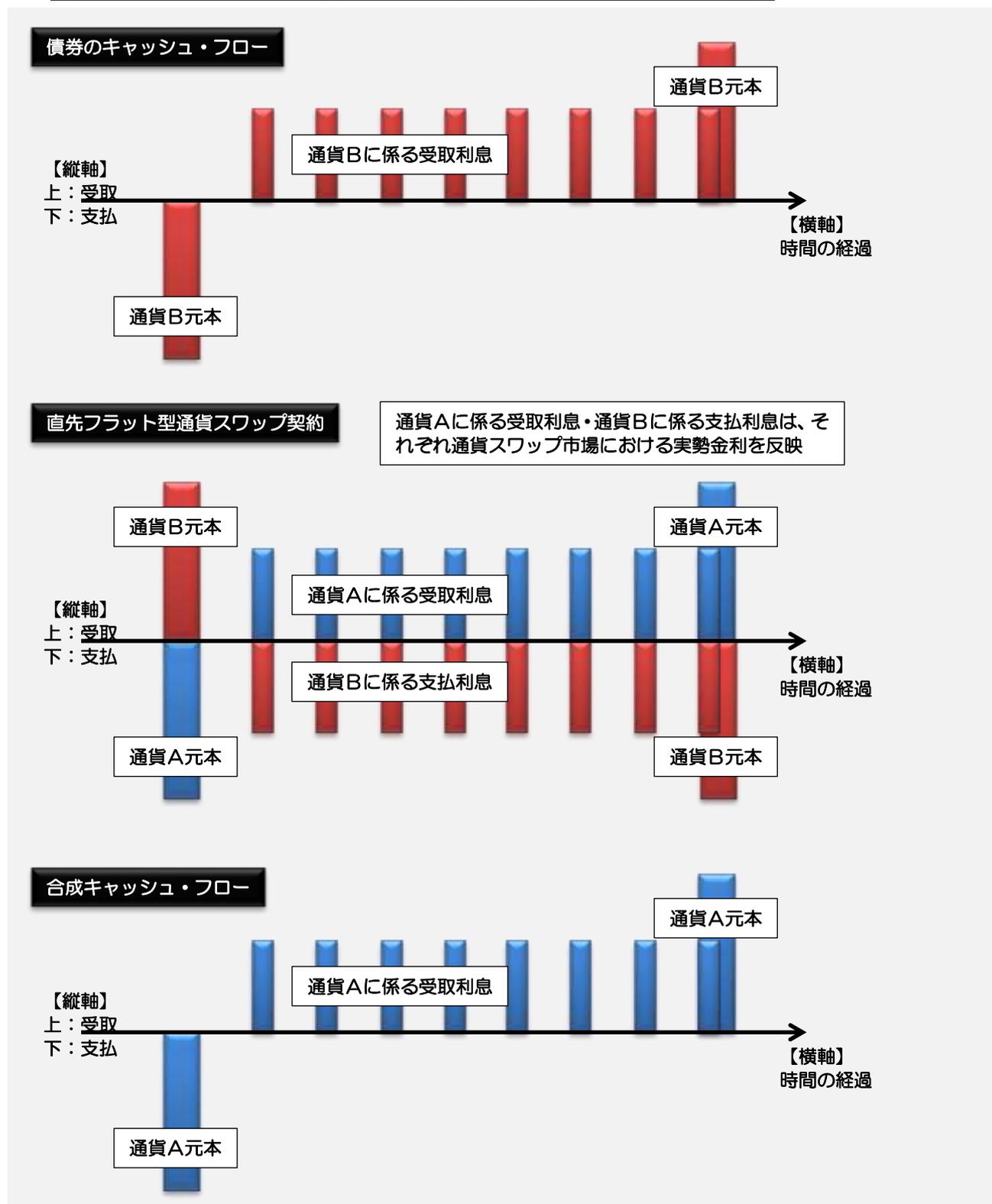
項目	結論	条件
(1) 円貨以外での管理通貨	ヘッジ対象の外貨建金銭債権債務等から生じるキャッシュ・フローを管理通貨に変換させる通貨スワップ取引等には為替相場変動リスクを減殺する効果があるため、ヘッジ手段として指定可能	多数の外貨建金融資産又は外貨建金融負債の為替相場変動リスクを効率的に管理するため、特定の外貨を管理通貨として、管理通貨以外の外貨建の金融資産又は金融負債に係る為替変動の相殺を図っている場合
(2) ヘッジ手段	ヘッジ手段となる通貨スワップ取引は直先フラット型に限る	ヘッジ手段の資金関連スワップ取引の直物為替取引及び先物為替取引は他の為替取引と区分記帳し、直物為替と先物為替の通貨ごとのキャッシュ・フローの差額は利息に相当するものとして識別し、元本相当額及び利息相当額を明示した管理表によって明確に区分管理
(3) ヘッジ取引時の指定	右の三要件を満たしている場合にはヘッジ取引時の要件を満たすものとする。なお、この方法のほか、通貨スワップ取引等と外貨建金銭債権債務等を取引時に紐づけるヘッジ指定方法も認められるが、元本要件(ヘッジ手段元本<ヘッジ対象元本)のほか、期日の相違は2営業日以内とする	次の全ての要件を満たす場合 ① ヘッジ対象のリスクを外貨建金銭債権債務等に係る為替リスクに限定し、ヘッジ手段として通貨スワップ取引等を指定すること ② ヘッジ手段の残存期間を通じてヘッジ手段を上回るヘッジ対象元本が存在することが合理的に見込まれること ③ ヘッジ手段の残存期間を通じてヘッジ手段の利息相当額を上回るヘッジ対象の利息が存在することが合理的に見込まれること
(4) ヘッジ対象	ヘッジ対象となる外貨建金銭債権債務等は、原則として、利息等の収益又は費用が発生主義により認識される金融商品に限られる	—
(5) ヘッジ手段の解約・ヘッジ指定の解除	ヘッジ手段として指定した通貨スワップ取引等の解約及び反対取引等によるヘッジ指定の解除は、取引相手の信用状態の著しい悪化等、通貨スワップ取引等の保有者である銀行自身に起因しないやむを得ない事情が生じた場合を除き、認められない	ヘッジ手段の通貨スワップ取引等の解約・反対取引等を行った場合は、ヘッジ手段として指定した残りのすべての通貨スワップ取引等のヘッジ指定を解除し、当該事業年度を含む2事業年度において通貨スワップ取引等を「相場変動を相殺するヘッジ」におけるヘッジ手段とするヘッジ会計を適用することはできない
(6) ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は「繰延ヘッジ」によるものとする。なお「其他有価証券」に区分されている外貨建債券をヘッジ対象に含める場合、外貨ベースの時価をCR換算した金額のうち、外貨ベースの時価変動差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理する	① 利息相当額は発生主義により損益を認識 ② ヘッジ手段の評価差額のうち元本相当額の決算日までの直物為替相場の変動による額は当期の損益として処理 ③ ヘッジ手段の評価差額のうち①②以外の部分を繰り延べる

(出所) 第25号報告より当社作成

(3) 具体的設例

さて、第 25 号報告では具体的な設例が欠落していますので、ここでは当社の文責において、直先フラット型通貨スワップを利用した債券のキャッシュ・フロー変換のイメージ(図表 4)を確認し、あわせて通貨スワップ契約にかかる価格変動要因を仮定(図表 5)し、具体的な設例(図表 6)を紹介します。

■ 図表 4 直先フラット型通貨スワップ契約のキャッシュ・フローと債券



(出所) 当社作成

■ 図表5 直先フラット型通貨スワップ契約における価格変動要因

リスク	内容	備考
金利リスク	通貨Aと通貨Bそれぞれの金利が変動するリスク	いずれの通貨も変動金利の交換だった場合には金利リスクは存在しないことになる
為替リスク	通貨Aと通貨Bの交換レート（直物為替相場）が変動するリスク	直先フラット型という想定をおいているため、直物為替相場の変動に関連して損益が発生する
ベースス・リスク	通貨スワップ市場における通貨Aと通貨Bの運用・調達コストが変動するリスク	現実の通貨スワップ市場では金利・為替要因で説明が付かないリスクが存在することが知られている

(出所) 当社作成

■ 図表6 具体的な設例

【前提条件】

X社（3月末決算）はY社との間で、次の条件の通貨スワップ契約を締結した。契約条件は次の通り。

- 契約期間はX1年3月1日からX6年2月28日までの5年間。
- X1年3月1日にX社は米ドル100万ドルをY社に貸し付け、日本円1億円をY社から借り入れる。
- 契約期間中、年1回、X社はY社に円金利（1%）を支払い、Y社はX社にドル金利（3%）を支払う。
- X6年2月28日にX社は日本円1億円をY社に返済し、Y社から米ドル100万ドルの返済を受ける。

また、契約日における公正価値は次の通りだった。

- 直物為替相場： 1ドル=100円
 - 5年物円スワップ金利：1%、5年物米ドルスワップ金利：2%
- X社、Y社の信用リスクを無視すれば、理論上は「通貨スワップ契約におけるドル金利」も2%となるはずだが、ここでは「ドル円ベース（1%）」が存在するものと仮定する

【決算日】

X2年3月31日における公正価値は次の通りとなっていた。

項目	3月1日	3月31日	損益影響
①直物為替相場	1ドル=100円	1ドル=90円	円高のため、スワップの公正価値は1ドル当たり10円、すなわち10百万円の損失が発生
②5年物円スワップ金利	1%	0%	調達金利の1%の低下により想定元本（1億円）に対し5%（=1%×5年）の損失（10百万円）が発生
③5年物米ドルスワップ金利	2%	4%	運用金利の2%の上昇により想定元本（1億円）に対し10%（=2%×5年）の損（20百万円）失が発生
④ドル円ベース	1%	2%	ドル円ベースが1%拡大することにより想定元本（1億円）に対し5%（=1%×5年）の利益（10百万円）が発生
通貨スワップ時価	0円	▲30百万円	①+②+③+④、為替▲10百万円、金利▲20百万円

【第25号報告に従った具体的な会計処理】（※税効果会計は考慮しない）

この通貨スワップ取引が第25号報告上のヘッジ会計の要件を充足しているものと仮定する。

元本相当額の決算日までの直物為替相場の変動による金額（上記でいう①）を当期の損益として処理し、それ以外の部分（上記②+③+④）の部分を経延ヘッジ損益に計上する。

(借方)		(貸方)	
為替差損益	10百万円	金融派生商品負債	30百万円
繰延ヘッジ損益	20百万円		

(出所) 当社作成

(4) 具体的なヘッジ・パターン

■ 図表7 外貨建金銭債権債務に対する具体的なヘッジ・パターン

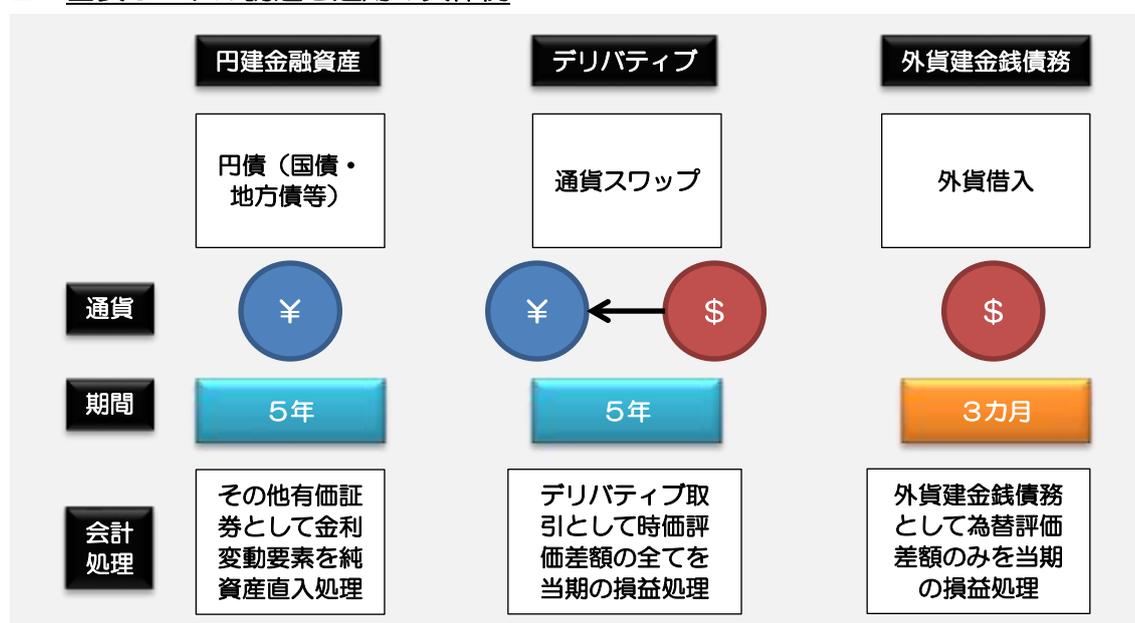
ヘッジ対象	適合するヘッジ手段	戦略の要諦	適合する会計処理
流動性の高い外国の長期国債（例：米国債、独国債など）	外債レボ取引、為替スワップなどの短期的ヘッジ手段	本質は外貨金利のイールドカーブで「長短金利差」を取るもの。ヘッジコストの上昇により戦略の優位性が薄れる	<ul style="list-style-type: none"> ● 債券を「その他有価証券（原則法）」で保有し、繰延ヘッジか時価ヘッジを適用 ● 債券を「その他有価証券（原則法）」で保有し、ヘッジ手段に対し第25号ヘッジを適用 ● 債券を「その他有価証券」・容認法で保有し、ヘッジ手段に特段のヘッジ会計を適用しない
流動性の低い外国債券（高スプレッド物、仕組債等）	短期的ヘッジ手段だけでなく、通貨スワップで全期間ヘッジすることも有効	長短金利差というよりも「スプレッド」(あるいはストラクチャー・リスク)を取る戦略	中途売却に適さないため、債券を「満期保有目的の債券」として保有することが考えられる → この場合、ヘッジ手段に対するヘッジ会計の適用は不要
米ドル建ての短期的な資金調達手段	米ドルを円に転換する通貨スワップ	通貨スワップ市場における「ベース」を享受する	外貨建金銭債務の為替リスク部分は毎期の損益処理されるため、第25号報告に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引の為替変動部分のみ損益処理し、それ以外の部分を繰り延べる「繰延ヘッジ」を適用する

(出所) 当社作成

(5) ヘッジ・パターンの実例

ここからは、「外貨調達・円貨運用」の世界における、具体的なヘッジ・パターンを概観してみましょう（図表8）。

■ 図表8 ドル調達と運用の具体例



(出所) 当社作成

このとき、会計処理として考えられるのは、次の類型1～3です（図表9）。

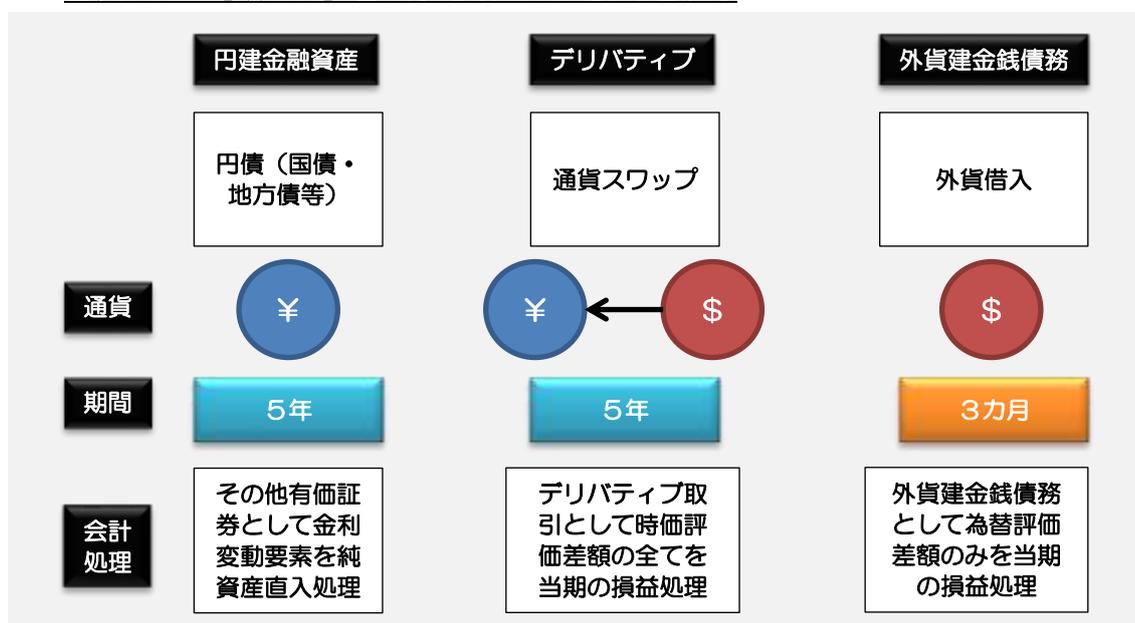
■ 図表9 会計処理パターン3通り

類型	投資戦略の概要	為替リスク部分	金利リスク部分	長所	短所
類型1	外貨ファンディング（外貨建金銭債務）部分、通貨スワップ部分、円債部分を、会計上は特段の指定を行わずにそれぞれ分けて保有する	通貨スワップ、外貨建金銭債務ともに、為替評価差額が当期の損益として処理されるため、期間の不一致は生じない	円債に係る評価差額のみ、その他有価証券評価差額金に繰り延べられるが、通貨スワップに係る評価差額は当期の損益として計上されてしまう	中途売却等に会計上のペナルティが存在しないほか、わざわざヘッジ会計、複合金融商品会計等の特別な会計処理を適用する必要はない	通貨スワップに含まれる時価変動要因のうち金利要素を含めて当期の損益として処理しなければならない
類型2	第25号報告に従い、外貨ファンディングと通貨スワップを紐付けする	通貨スワップの評価差額、外貨建金銭債務の為替評価差額がいずれも当期の損益として処理されるため、期間の不一致は生じない	金利変動に伴う評価差額は、通貨スワップ部分は第25号報告に従い繰延ヘッジ処理し、円債部分は「その他有価証券評価差額金」に繰り延べる	コスト面で優位があるほか、円債をレボ、担保等で再利用することも可能。また、必ずしも円債と通貨スワップを紐付けにする必要はない	外貨ファンディングがスワップの元本を下回ってはならないほか、スワップの途中解約に対してペナルティがある（※円債の売買には制約はない）
類型3	円債を「リパッケージ」した債券を購入するもの。ここでは「一体処理」が認められ、当該債券を「その他有価証券」として保有するものと仮定	外貨建金銭債務に係る為替換算差額は当期の損益として処理される一方、外貨建債券については会計方針次第で期間帰属がされる可能性もある	金利変動に伴う評価差額は、通貨スワップ部分、円債部分ともに、「その他有価証券評価差額金」として全て繰り延べられる	中途売却にペナルティがないほか、複合金融商品会計のみクリアすれば、その他に特段の会計上の問題点は発生しない	リパッケージ債組成・販売等に係るコスト負担が発生するほか、途中で売却にも主にコスト面での不利がある

（出所） 当社作成

各類型を図示すると、図表10～12の通りです。

■ 図表10 【類型1】各取引を別々に会計処理する



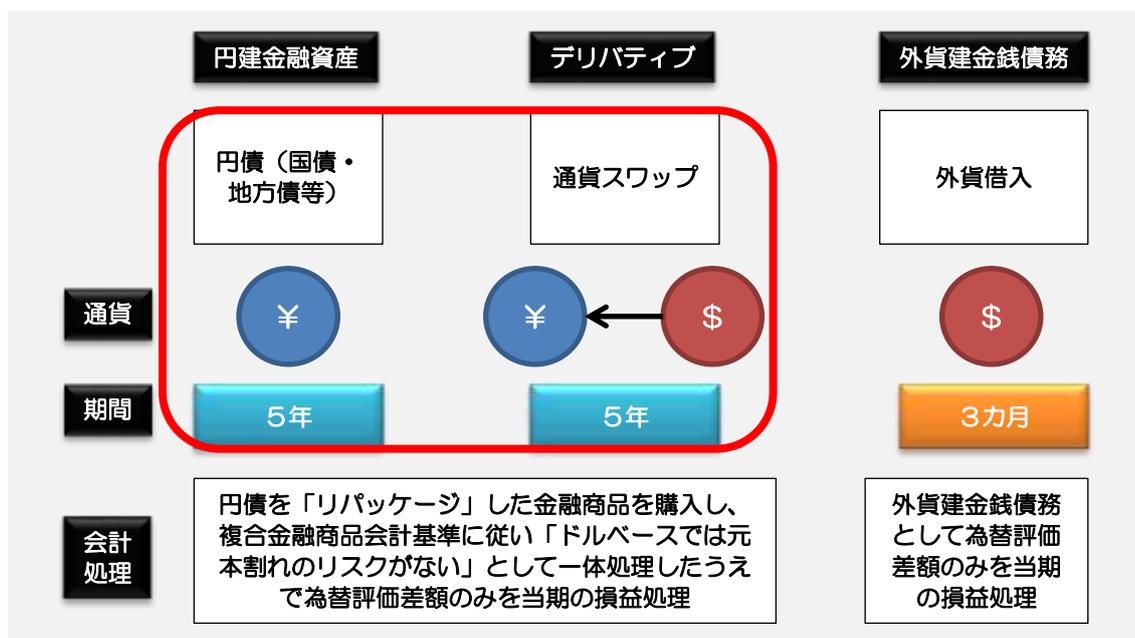
（出所） 当社作成

■ 図表 11 【類型2】第25号報告に基づくヘッジ会計



（出所） 当社作成

■ 図表 12 【類型3】リパッケージ債の購入



（出所） 当社作成

機関投資家にとって、これらの戦略の中から、コスト、事務処理、流動性等の観点から最適なものを選択することは有益であるといえるでしょう。

以上

第25号報告とヘッジ会計

当社について

商号 合同会社新宿経済研究所
代表 岡本 修（代表社員社長・公認会計士）
住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-31-7-804
TEL 03-5341-4901
FAX 03-5341-4960
当社メールアドレス info@shinjuku-keizai.com

著者紹介

岡本 修（おかもと おさむ） 当社代表社員社長

【略歴】

1998年 慶応義塾大学商学部卒業、国家公務員採用一種試験（経済職）合格
2000年 中央青山監査法人入社、会計士補開業登録
2002年 朝日監査法人（現・あずさ監査法人）入社 4年間、金融機関の証券取引法監査等に従事
2004年 公認会計士開業登録
2006年 みずほ証券株式会社入社 9年間、債券営業部門にて金融機関向けソリューション営業に従事
2015年 合同会社新宿経済研究所 設立（現在に至る）、株式会社 Stand by C 顧問に就任

【主な著書】

（単行本）

『詳解バーゼルⅢによる新国際金融規制』（共著）中央経済社、2012年
『金融機関のための金融商品会計ハンドブック』東洋経済新報社、2012年
『国内行向けバーゼルⅢによる新金融規制の実務』（共著）中央経済社、2014年
『外貨建投資・ヘッジ戦略の会計と税務』中央経済社、2015年

（雑誌寄稿）中央経済社「旬刊経理情報」

『外債投資戦略と会計上の問題点』2016/02/10 (No.1437)
『利息にマイナスが適用された場合の経理処理を考える』2016/04/01 (No.1442)
『マイナス金利の導入による債券を巡る会計処理への影響』2016/03/10 (No.1440)
『外債投資・ヘッジ戦略と会計上の問題点』2016/06/10 (No.1448)

2016年9月12日 発行

著者 合同会社新宿経済研究所

©合同会社新宿経済研究所 無断複製を禁ずる